

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等への一層の登園自粛要請についての延長について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

本市では、緊急事態宣言の下での保育所等の利用について、横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」により、保護者の皆様にもご協力をいただいているところです。

令和2年4月7日の政府による「緊急事態宣言」及び、神奈川県からの通知では、緊急事態宣言の対象期間は5月6日までとなっていますが、4月28日時点においても、緊急事態宣言の延長または解除の方向性については決定がなされていない状況です。

そこで、本市としては、大型連休明け直後に安定した保育所運営を行うために、5月7日（木）以降の対応の方向性をお知らせします。

保護者の皆様やお子様には、登園の自粛が続き、ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制しつつ、保育所等においてお子様をお預かりするための準備を整えるという趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

1 緊急事態宣言の期間が延長となった場合

現状の対応（※）に基づく取り扱いを継続します。

2 緊急事態宣言が解除された場合

政府の緊急事態宣言の解除の判断に関わらず、現状の対応（※）を令和2年5月7日（木）から10日（日）まで延長することとします。なお、5月11日（月）以降の保育所等の対応等については、政府の判断等を踏まえ、5月7日の週に改めてお知らせします。

※横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」

<参考：横浜市こども青少年局保育・教育運営課長通知「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」の再掲>

【保護者の職業要件等】

（『特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針』の『社会生活を維持する上で必要な施設』に該当する職業）

園児の両親がともに下記職業要件に該当するなど、ご家庭での保育が困難な状況にある場合。

- | |
|---|
| <p>①医療関係従事者（医師、看護師、薬剤師、保健師等）</p> <p>②ライフラインを支える職の従事者（公共交通機関、水道、ガス、電気等）</p> <p>③福祉施設等の従事者（高齢者施設、障害者施設、保育所等）</p> <p>④生活必需物資販売施設等の従事者（卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア等）</p> <p>⑤その他社会生活を維持する上で必要な施設等の従事者（警察、消防、その他行政サービス、金融機関、運送関係等）</p> |
|---|

※上記の職業要件に該当されている方についても、どうしても必要な日のみや時間短縮など必要最小限のご利用にさせていただきますようお願いいたします。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 保育所等の一層の登園自粛要請について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日に政府による「緊急事態宣言」及び、神奈川県からの通知を受け、本市においても令和2年4月8日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」で、ご家庭での保育が可能な場合には、登園を控えていただくよう、協力をお願いをさせていただきました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が止まる気配を見せず、保育所等においても新型コロナウイルスの陽性となる関係者が出る状況となっています。これまでも保育所等においては、感染拡大防止に向けて可能な対応はとっていますが、保育という業務の性質上、いわゆる「3密」（「密閉」「密集」「密接」）をなくすことは困難であり、皆様に自粛いただくことで、特に密集状態の改善を図ることができると考えています。社会全体の感染拡大を食い止めるためにも、保護者の皆様にもご協力いただき、これまで以上に登園を自粛していただくよう、改めてお願いいたします。

これを踏まえ、登園自粛をお願いする期間について、保育の対象とする方の保護者の職業要件について、具体的にお示しいたします。なお、お示しする職業に当てはまらない場合などで、真に保育が必要である場合については、個別に各園にご相談ください。

（各園には、個別相談への対応を依頼しています。）

保護者の皆様やお子様にも、ご不便や様々な制限をお願いすることとなりますが、新型コロナウイルスの拡大を抑制し、早期の収束を目指すという趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

【保護者の職業要件等】

（「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」の『社会生活を維持する上で必要な施設』に該当する職業）
園児の両親がともに下記職業要件に該当するなど、ご家庭での保育が困難な状況にある場合。

- ①医療関係従事者（医師、看護師、薬剤師、保健師等）
- ②ライフラインを支える職の従事者（公共交通機関、水道、ガス、電気等）
- ③福祉施設等の従事者（高齢者施設、障害者施設、保育所等）
- ④生活必需物資販売施設等の従事者（卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア等）
- ⑤その他社会生活を維持する上で必要な施設等の従事者（警察、消防、その他行政サービス、金融機関、運送関係等）

※上記の職業要件に該当されている方についても、どうしても必要な日のみや時間短縮など必要最小限のご利用にさせていただきますようお願いいたします。

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564